

告 示

埼玉県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

狭山市

二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号、昭和五十年埼玉県告示第千三百八十一号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百七十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千六百六十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四十一号、昭和六十二年埼玉県告示第五百六十二号、昭和六十三年埼玉県告示第七百六十六号、平成元年埼玉県告示第四百五十六号、平成四年埼玉県告示第四百九十二号、平成六年埼玉県告示第四百一十一号、平成十一年埼玉県告示第二百六十四号、平成二十年埼玉県告示第三百八号、平成二十五年埼玉県告示第四百十三号、平成二十七年埼玉県告示第三百十六号、平成三十一年埼玉県告示第二百四十三号、令和二年埼玉県告示第二百四十七号及び令和五年埼玉県告示第三百八十七号の事業地に狭山市入間川字リ、字ヌ、字ル、字ヲ、字ワ、字カ、字ヨ及び字ク、大字北入曾字北入間野、大字青柳字第六天北後、大字根岸字三王塚、大字下広瀬字西野の各一部を加え、狭山市狭山、沢、鶉ノ木、入間川字上中原、字中原、字沢久保、字下向沢、字沢台、字下窪、字井戸窪台、字中平野、字下平野、字口、字ニ及び字レ、大字北入曾字三芳野、字下原、字堀難井、字入間野及び字南入間野、大字南入曾字北流、字西ノ前原、字町屋道、字

中原、字北ノ前、字上之原、字屋敷裏、字出口、字桑原、字的場、字故戦場及び字稻荷前、大字水野字本堀、字月見野及び字逃水、大字加佐志字天沼、字本開、字普門寺及び字下向、柏原字下田、字小山上、字英、字上宿、字上沢、字宮原、字城ノ越、字御所ノ内、字後下河内、字宮林、字上ノ原、字半貫、字南本宿、字中本宿、字早道場、字西宿田及び字宿田川原、大字下奥富字前田、字三島木、字亀井、字西方、字小袋、字吹上、字芝、字稻荷上及び字坂上、大字上奥富字刈畑、字上三田、字上川原、字川原新田、字竹ノ花、字平塚及び字新堀、大字青柳字旭台、字六万坊、字三ツケ久保、字東丸山、字西丸山、字毛無、字西馬知屋敷、字東馬知屋敷、字新屋敷、字台、字苗間及び字新屋敷前、大字堀兼字雪見台、字月見台、字広野、字芳野、字旭野及び字西平野、大字根岸大道東、大字下広瀬字拓富、大字上広瀬字霞ヶ丘及び字上ノ原、大字笹井字八木、笹井一丁目の各一部において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし